

## 1 22 薬事保健衛生

## 2 I 医薬品の適正使用

3 **目指す姿**

- 4
- 
- 5
- 地域で暮らす患者本位の医薬分業を実現し、県民が住み慣れた地域で自分に合った、かかりつ**
- 
- 6
- け薬剤師・薬局を持つことができる**
- 
- 7

8 **取組の方向性**

- 9
- 
- 10 (1) 高度な薬学管理機能（在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等）を有する薬局が充
- 
- 11 実している
- 
- 12 (2) 医薬品が適正に使用されている。（医薬分業の推進）
- 
- 13 (3) 医療関係者の教育・研修が充実し、調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理体制
- 
- 14 が確保されている
- 
- 15

16 **現状と課題**

## 17 (1) 高度な薬学管理機能を有する薬局

- 18 ○ 地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組むべく、かかりつけ薬剤師・薬局が、患者
- 
- 19 の服薬情報の一元化・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果た
- 
- 20 し、医薬品の適正使用に関する知識の普及啓発を行う必要があります。
- 
- 21 ○ 地域包括ケアシステムの構築が進む中で、各薬局が他の医療提供施設と情報を共有しながら
- 
- 22 連携することが求められているため、かかりつけ薬剤師・薬局の機能等（麻薬調剤、無菌調
- 
- 23 剤、休日・夜間対応等）を有する地域連携薬局\*等、様々な機能を有する薬局を充実させる必
- 
- 24 要があります。
- 
- 25

## 26 (2) 医薬分業の現状および医薬品の適正使用

- 27 ○ 令和3年度（2021年度）未現在の本県の医薬分業率は75.9%（処方箋約774万枚）、全国
- 
- 28 75.3%であり、全国25位となっており、医薬分業は一定の定着が見られます。
- 
- 29 ○ 処方箋により調剤された医薬品および一般用医薬品の使用状況を把握・管理するため、お薬
- 
- 30 手帳の活用推進を図る必要があります。
- 
- 31 ○ これまで普及状況の確認が可能な特定の電子おくすり手帳の普及率を医薬品適正使用にかか
- 
- 32 る評価指標としてきましたが、令和4年度から開始された電子処方箋\*が活用されれば、電子お
- 
- 33 薬手帳と同様に服薬状況等の把握が可能となります。令和5年（2023年）7月現在、本県の対
- 
- 34 応施設は薬局48件、病院・診療所6件であることから、電子処方箋の活用推進を図る必要があ
- 
- 35 ります。
- 
- 36 ○ 令和2年末以降に発生した後発医薬品\*メーカーによる違反事案を端緒として、全国的に後
- 
- 37 発医薬品の供給不安が継続しているため、後発医薬品に関する情報を県民および関係機関に提
- 
- 38 供し、供給不安の解消に努める必要があります。
- 
- 39
- 
- 40

1 (3) 調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理

- 2 ○ 品質、有効性および安全性を確保した医薬品等が速やかに供給されるよう、医薬品等製造販  
3 売業者、製造業者への立入調査を行っています。  
4 ○ 令和4年度（2022年度）末現在、本県の薬局や医薬品等販売業数は6,472施設あり、医薬品  
5 等はこれらの営業者を通じて県民に情報とともに提供されています。毎年、これらの約20%に  
6 当たる施設について、時期を定めて一斉監視指導を実施しています。

7  
8 **具体的な施策**

9 (1) 高度な薬学管理機能（在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等）を有する薬局の充  
10 実

- 11 ○ 薬剤師・薬局の基本的な役割、地域連携薬局および専門医療機関連携薬局\*の役割等について周  
12 知を行います。また、薬局に対して地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定取得を推進  
13 し、薬局の医療機関等と連携の強化を図ります。  
14 ○ 在宅医療推進のため、かかりつけ薬剤師・薬局を対象に関係団体が実施する自主研修の充実に  
15 努めます。

16  
17 (2) 医薬品が適正に使用されている（医薬分業の推進）

- 18 ○ 電子処方箋の活用により、複数の医療機関・薬局・患者間で過去の薬剤情報も含めた情報共有  
19 が可能となり、重複投与や相互作用の確認等により、安心安全な医療につながることを周知し、  
20 電子処方箋の普及推進を図ります。  
21 ○ 「滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会」を通じて、後発医薬品の情報共有等を行い、関係機  
22 関と連携して医薬品の安定的な供給を図り、県民の医薬品の供給に関する不安解消に努めます。  
23 ○ お薬手帳の活用が、処方箋により調剤された医薬品のみならず、一般用医薬品等を含め、使用  
24 する医薬品の重複投与や相互作用の確認等に有益であることを周知し、普及推進を図ります。  
25 ○ 県民への普及啓発活動として、毎年「薬と健康の週間（10月17日～23日）」を通じて、県民に  
26 対して医薬品の適正使用に関する広報を行います。また、関係団体の協力を得ながら、医薬品等  
27 の正しい知識の啓発に努めます。

28  
29 (3) 医療関係者の教育・研修が充実、調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理体制の  
30 確保されている

- 31 ○ 薬局・医薬品販売業者の資質向上を図るため、関係団体が実施する自主研修の充実に努めます。  
32 ○ 品質、有効性および安全性を確保した医薬品等の供給を確保するため、医薬品等製造販売業者  
33 および製造業者に対する監視指導を強化します。  
34 ○ 薬事監視を通じて、薬局・医薬品販売業者において、医薬品等の適正な管理や販売が行われる  
35 よう指導を行います。

1

## 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
かかりつけ薬剤師指導料請求薬局数 (全薬局に占める割合)	45% (R5.8 現在)	65%	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
地域連携薬局数	44 件 (R5.8 現在)	100 件	
専門医療機関連携薬局が設置された二次医療圏の数	3 か所 (R5.8 現在)	7 か所	
在宅医療支援薬局数 (全薬局に占める割合)	37% (R4.12 現在)	50%	
無菌製剤処理加算届出薬局数 (全薬局に占める割合)	14% (R4.12 現在)	25%	
電子処方箋対応薬局数 (全薬局に占める割合)	7% (R5.7 現在)	90%以上	
後発医薬品使用割合 (数量ベース)	84% (R5.2 現在)	80%以上の維持	
具体的な施策 (アウトプット)			
在宅ホスピス薬剤師数	53 名 (R4.12 現在)	100 名	

2

3

## 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組の方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(分野アウトカム)	
1	薬剤師・薬局の基本的な役割、地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の役割等に関する周知・啓発	1	高度な薬学管理機能(在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等)を有する薬局が充実している	1	地域で暮らす患者本位の医薬分業を実現し、県民が住み慣れた地域で自分に合った、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことができる	
2	在宅医療推進に向けた、かかりつけ薬剤師・薬局を対象に関係団体が実施する自主研修の充実		地域連携薬局数			専門医療機関連携薬局が設置された二次医療圏数
指標	在宅ホスピス薬剤師数		在宅医療支援薬局数(全薬局に占める割合)			無菌製剤処理加算届出薬局数(全薬局に占める割合)
3	安心安全な医療に向けた電子処方箋の周知および普及促進		2			医薬品が適正に使用されている(医薬分業の推進)
4	後発医薬品に関する情報共有および後発医薬品の供給不安解消	2	電子処方箋対応薬局数(全薬局に占める割合)	指標		
5	「薬と健康の週間(10月17日～23日)」を通じた医薬品の適正使用に関する広報		後発医薬品使用割合(数量ベース)			
6	薬局・医薬品販売業従事者の資質向上のために関係団体が実施する自主研修の推進	3	3	医療関係者の教育・研修が充実し、調剤業務および医薬品販売業務にかかる適正な管理体制が確保されている		
7	薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業者、製造業者等に対する計画的な監視指導の実施					

4

## II 血液製剤

### 目指す姿

- 血液製剤\*が必要な人へ適時適切に届くよう血液を安定的に確保できている

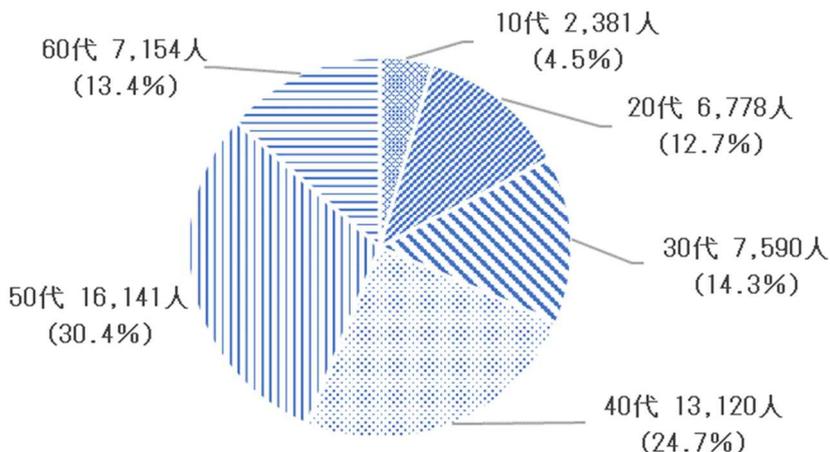
### 取組の方向性

- (1) 県民が献血の必要性を理解し、献血に協力する機運が醸成されている
- (2) 若者が献血に興味を持ち、献血に積極的に協力している
- (3) 血液製剤が適正に使用されている

### 現状と課題

- 現在、血液の需給調整は、近畿ブロックをひとつの単位として行われており、ブロック内において需給バランスが維持されています。
- 令和4年度(2022年度)の本県の献血者数は53,164人で、そのうち10代の献血者数2,381人、20代の献血者数6,778人です。令和4年度の献血確保目標数\*62,310人に対する目標達成率は97.3%となっています。

献血者年代別内訳（令和4年度）



- 直近の推移をみると、献血者数はほぼ横ばいとなっていますが、献血者の7割近くを40代以上が占めており、10代~30代の献血者数はこの10年間で17.7%減少しています。
- 高齢化の進展や医療の高度化に伴う血液の需要増大、少子化による献血者の減少により、現在のままの献血率で推移すると将来的に血液の需要に対応できなくなることが予測されます。
- 将来にわたり安定的な血液を確保する観点から、若年層の献血に対する機運を醸成する必要があります。

### 具体的な施策

- (1) 県民が献血の必要性を理解し、献血に協力する機運が醸成されている
  - ア 啓発資材やポスターなどを活用した啓発活動の実施
    - 7月の「愛の血液助け合い運動月間」や1月~2月の「はたちの献血キャンペーン」期間を中心に、広く県民に献血の重要性、献血への協力を啓発します。

○ 市町や滋賀県赤十字血液センターと連携し、広報誌やインターネット等多様な媒体を活用して啓発を行います。

#### イ 献血功労者表彰式の開催

○ 献血に協力的な個人・団体を表彰することで社会全体の機運醸成、継続的な協力につなげます。

#### ウ ボランティア団体と連携した街頭献血の実施

○ ボランティア団体と連携し、商業施設等で献血啓発イベントを開催します。

### (2) 若者が献血に興味を持ち、献血に積極的に協力している

#### ア 学校等における献血バス配車の推進

○ 献血をより身近に感じてもらい、「最初の一步」を踏み出しやすい環境を作るため、高等学校や大学に積極的に献血バスを配車できるよう働きかけます。

#### イ 献血学習・セミナー開催の推進

○ 滋賀県赤十字血液センターと連携し、献血が可能になる 16 歳前後を中心に献血の重要性について理解を深める学習が各学校で行われるよう働きかけます。

#### ウ 滋賀県学生献血推進協議会と連携した献血普及活動の実施

○ 滋賀県学生献血推進協議会と連携し、同世代からの呼びかけや SNS などを活用した若年層に効果的な啓発キャンペーンを季節ごとに実施します。

#### エ 教育委員会と連携した教育現場への周知

○ 各種キャンペーンの周知や啓発資材の活用について、各学校で効果的に行われるよう教育委員会と連携します。

### (3) 血液製剤が適正に使用されている

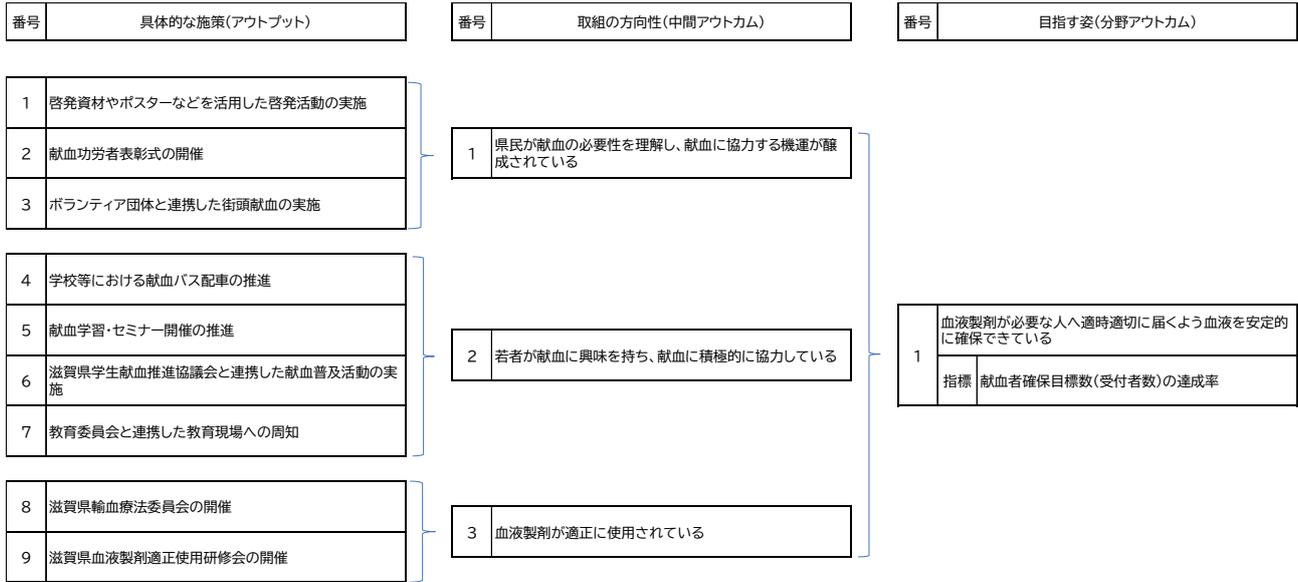
#### ア 滋賀県輸血療法委員会および滋賀県血液製剤適正使用研修会の開催

○ 輸血療法を行う医療機関等による合同輸血療法委員会の開催や、医療機関における血液製剤の適正使用に関する研修の開催など、安全で適正かつ効率的な輸血療法の推進を図ります。

#### 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
献血者確保目標数* (受付者数) の達成率	97.3% (R4 未)	100%	

# 1 《ロジックモデル》



2  
3

### 1 III 薬物乱用防止対策

#### 3 目指す姿

- 4 > すべての県民が薬物乱用の危険性を認識できる社会環境がつけられている

#### 7 取組の方向性

- 8 (1) 県民が薬物に対する正しい知識を得る機会を増やす
- 9 (2) 薬物乱用防止に関わる指導者や麻薬取扱者が正しい知識をもつことができている

#### 11 現状と課題

- 12 ○ 近年、全国的に薬物乱用の低年齢化が進んでおり、特に青少年への大麻乱用を助長する恐れが生じているため、引き続き、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいくことが必要です。
- 15 ○ 滋賀県薬物乱用対策推進本部\*を中心に、関係機関と連携を図り、普及啓発活動に努めるとともに、約 400 人の薬物乱用防止指導員\*を依頼し、少年センターや薬剤師会が主体となって、地域住民に対する啓発を行っています。
- 18 ○ 小・中・高等学校の薬物乱用防止教室では、学校医や学校薬剤師が積極的に協力しています。
- 19 ○ 平成 27 年（2015 年）4 月に「滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、県内で濫用の恐れがある物質を知事指定薬物として指定する体制を整えるとともに、警察と連携し、危険ドラッグの販売業者等に対する監視体制の強化に努めています。

#### 23 具体的な施策

##### 24 (1) 県民が薬物に対する正しい知識を得る機会を増やす

- 25 ○ 小・中・高校での薬物乱用防止教室では、啓発用副読本や DVD などを利用し、乱用される薬物の有害性・危険性等について、効果的な教育を実施するように努めます。また、少年センターや警察の職員、学校医および学校薬剤師等の協力を得て、保健体育の授業や文化祭などの学校教育の場で、啓発用資機材を用いて薬物に関する正しい知識の普及・啓発教育を実施し、20 歳未満の薬物検挙者ゼロを目指します。
- 30 ○ 関係機関・団体との協働による街頭啓発や実行委員会形式での「薬物乱用防止キャンペーン」などを継続的に実施します。

##### 33 (2) 薬物乱用防止に関わる指導者や麻薬取扱者が正しい知識をもつことができている

- 34 ○ 薬物乱用防止指導員のスキルアップを図る研修事業などの取組を行うとともに、県内各地域の情勢など情報収集に努め、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用防止啓発活動の推進を図ります。
- 36 ○ 医療用麻薬・向精神薬等においては医療機関等への立入検査等を通じて適正な管理・取扱いについて指導監督の強化を図ります。
- 38 ○ 薬物乱用に関する相談については、精神保健福祉センター、保健所、薬務課が窓口となり、薬物依存症を有する患者等の支援に努めます。

1

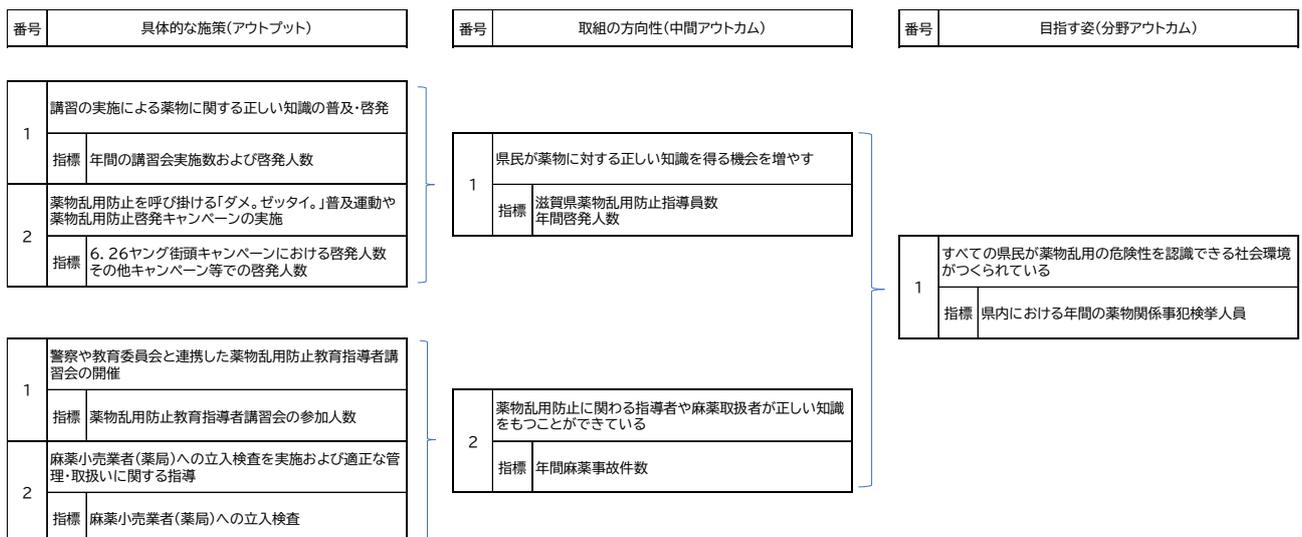
## 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
県内における年間の薬物関係事犯検挙人員	90 人 (R5.3)	90 人未満を維持する	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
滋賀県薬物乱用防止指導員数	439 名 (R5.8)	440 名以上	
年間啓発人数	14,000 人 (R5.3)	17,000 人以上	
年間麻薬事故件数	50 件 (R5.3)	50 件未満を維持する	
具体的な施策 (アウトプット)			
年間の講習会実施数および啓発人数	158 回、13,676 人 (R5.3)	160 回、14,000 人以上	
6.26 ヤング街頭キャンペーンにおける啓発人数	2,400 人 (R5.8)	3,000 人	
その他キャンペーン等での啓発人数	2,500 人 (R5.8)	3,000 人	
薬物乱用防止教育指導者講習会の参加人数	107 人 (R5.3)	110 人以上	
麻薬小売業者 (薬局) への立入検査	20.0% (R5.3)	25%	

2

3

## 《ロジックモデル》



4

5

1 3 毒物劇物

2  
3 **目指す姿**

- 4 > 毒物劇物が適正に管理され、危害防止体制が整っている

5  
6 **取組の方向性**

- 7 (1) 毒物劇物営業者等が毒物劇物を適切に取り扱っている  
8 (2) 毒物劇物事故等発生時に備えた体制が整備されている

9  
10 **現状と課題**

- 11 ○ 毒物劇物による事件・事故の発生を防止するため、毒物劇物営業者等に対し、監視指導・立入  
12 調査を実施しています。  
13 ○ 毒物劇物にかかる適正な情報の発信が重要であることから、ホームページ上の情報発信を強化  
14 しました。  
15 ○ 毒物劇物を使用した事件や漏出・盗難事故等を防止するため、監視指導および危害防止啓発を  
16 継続して行う必要があります。

17  
18 **具体的な施策**

19 (1) 毒物劇物営業者等が毒物劇物を適切に取り扱っている

20 ア 毒物劇物営業者等への立入調査の実施

- 21 ○ 毒物劇物営業者等の施設や店舗への立入調査を実施し、毒物劇物の取扱いについて指導の徹  
22 底を図ります。

23 イ 関係者を対象とした毒物劇物関連講習会の実施

- 24 ○ 毒物劇物業務上取扱者を対象とした各種講習会等へ講師の派遣を行い、毒物および劇物取締  
25 法に関する講義を行っています。

26  
27 (2) 毒物劇物事故等発生時に備えた体制が整備されている

28 ア 関係機関に対する情報提供

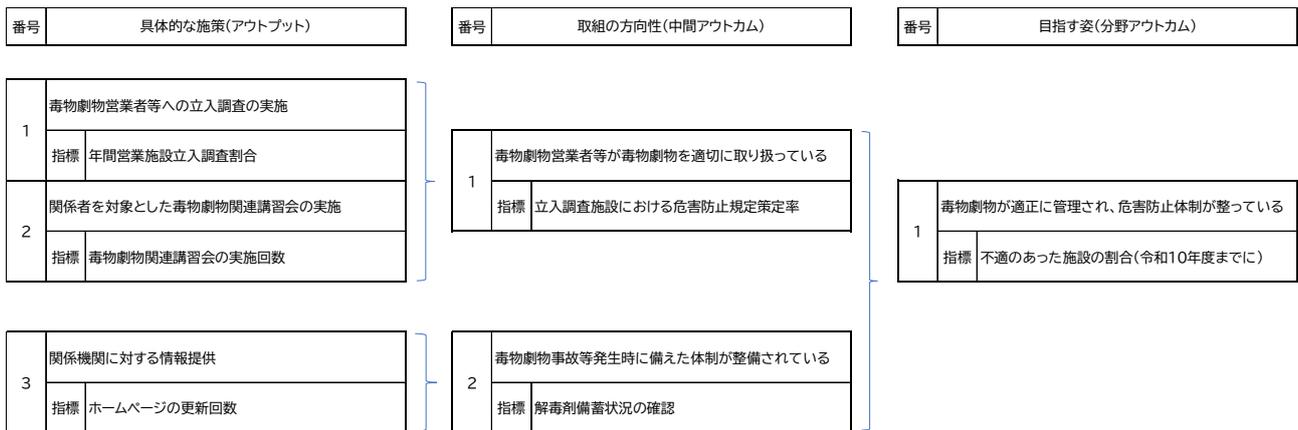
- 29 ○ ホームページ上に「毒物・劇物に関する情報」として、毒物劇物業務上取扱者に向けた毒物  
30 及び劇物取締法に基づく規制に関する情報、毒物および劇物の事故時における応急措置に関す  
31 る基準などを掲載しています。  
32 ○ 毒物劇物等による事故発生時に備え、県内4か所の救命救急センターに、有機リン、ヒ素化  
33 合物、シアン化合物等の解毒剤6品目を備蓄しています。

1 《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
不適のあった施設の割合	25.9% (H30-R4 年度平均)	16%以下 (R10 年度)	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
立入調査施設における危害防止規定策定率	—	100%	
解毒剤備蓄状況の確認	年1回	年1回	年1回を継続する
具体的な施策 (アウトプット)			
年間営業施設立入調査割合	24.4%	35%以上	
毒物劇物関連講習会の実施回数	4回	年1回以上	

2  
3  
4

《ロジックモデル》



5

### 3 薬剤師

#### 目指す姿

- 県民一人ひとりが、住み慣れた地域で患者本位の薬物療法を受けるために必要な薬剤師の確保

#### 取組の方向性

- (1) 薬剤師従事先の地域・従事先偏在を解消している
- (2) 地域の実情に応じた医薬品提供体制に必要な薬剤師を確保している
- (3) 多職種連携を担う薬剤師が育成できている

#### 現状と課題

- 令和2年(2020年)末の県内の薬剤師数は、3,352人となっています。

表3-6-3-1 薬剤師数

	平成28年		平成30年		令和2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
薬剤師数	3,100	301,323	3,245	311,289	3,352	321,982
人口10万人あたり	219.4	237.4	229.8	246.2	237.1	255.2

出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

- 従事場所別に見ると、令和2年(2020年)では、薬局・医療施設の従事者が2,649人(79.0%)、医薬品関係企業の従事者が366人(10.9%)、行政や大学等が189人(5.6%)、未就業薬剤師148人(4.4%)、となっています。
- 二次保健医療圏の人口10万人当たりの、病院、診療所および薬局に従事する(調剤に従事する)薬剤師数をみると、大津および湖南圏域が高い一方で、湖東圏域の病院および湖西地域の薬局に勤務する薬剤師が低い傾向にあります。

表3-6-3-2 令和2年 二次保健医療圏ごとの人口10万人当たりの調剤に従事する薬剤師数

医療圏	大津圏域		湖南圏域		甲賀圏域		東近江圏域		湖東圏域		湖北圏域		湖西		合計		
	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	
勤務場所別	病院	171	49.6	145	41.8	45	31.5	74	32.6	41	26.4	51	33.8	16	34.5	543	38.4
	診療所等	11	3.2	18	5.2	5	3.5	12	5.3	11	7.1	5	3.3	4	8.6	66	4.8
	薬局	576	166.9	554	159.9	173	121.1	297	131.0	204	131.4	183	121.3	53	114.3	2040	144.3

- 国が策定した「薬剤師確保計画ガイドライン\*」(令和5年6月)によると、本県の病院薬剤師偏在指標\*は0.81で、薬局薬剤師偏在指標は1.03であり、各二次保健医療圏域においても同様に、薬剤師の従事先として病院が薬局より低くなっています。

1 表3-6-3-3 薬剤師偏在指標

	病院薬剤師偏在指標	薬局薬剤師偏在指標	地域薬剤師偏在指標
全国	0.80	1.08	0.99
滋賀県	0.81	1.03	0.97
二次保健医療圏	大津	0.95	1.17
	湖南	0.96	1.14
	甲賀	0.72	0.87
	東近江	0.66	0.97
	湖東	0.67	1.00
	湖北	0.70	0.87
	湖西	0.79	0.74

- 2
- 3 ○ 適切な薬物療法を提供するためには薬剤師の資質向上が求められており、中でも多職種連携を  
 4 担える薬剤師の育成は大変重要で、健康サポートのための多職種連携研修は健康サポート薬局\*  
 5 や地域連携薬局の要件とされるなど、多くの薬剤師の受講が求められています。  
 6

7 表3-6-3-4 健康サポートのための多職種連携研修の受講者数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受講者数	41人	49人	35人	64人	36人

8

9 **具体的な施策**

10 (1) 県ホームページを活用した啓発の実施

- 11 ○ 病院薬剤師の仕事の内容や魅力について県ホームページで紹介し、病院薬剤師という仕事に  
 12 関心をもっといただく取り組みを推進します。  
 13 ○ 県内各地域の良さをしってもらうことで、県内くまなく働いてもらえるよう県内で働きたい  
 14 薬剤師に対する情報発信に努めます。

15 (2) 就職セミナー等の機会を通じた啓発の実施

- 16 ○ 大学などが行う就職セミナー等で、県の情報発信につとめ、県内で働くことに関心をもって  
 17 もらえる啓発に努めます。

18 (3) 関係団体と連携した情報発信

- 19 ○ 関係団体が行うイベント等の機会を通じて、薬剤師の仕事や県内で働くことの魅力について  
 20 情報発信に努めます。  
 21 ○ 県内の病院や薬局の求人情報について、関係団体と連携した情報発信に努めます。

22 (4) 健康サポートのための多職種連携研修会を支援

- 23 ○ 健康サポート薬局や地域連携薬局の要件とされる多職種連携研修会の開催を支援し、薬剤師  
 24 の資質向上に努めます。  
 25

1

## 《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
地域薬剤師偏在指標	0.97	0.99	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
病院薬剤師偏在指標	0.81	0.91	
目標薬剤師数※	2,649 人 (R2)	2,939 人	
健康サポート薬局または特定の機能を有する薬局の数	71 薬局 (R4)	100 薬局	
具体的な施策 (アウトプット)			
研修受講者数	36 人	50 人	

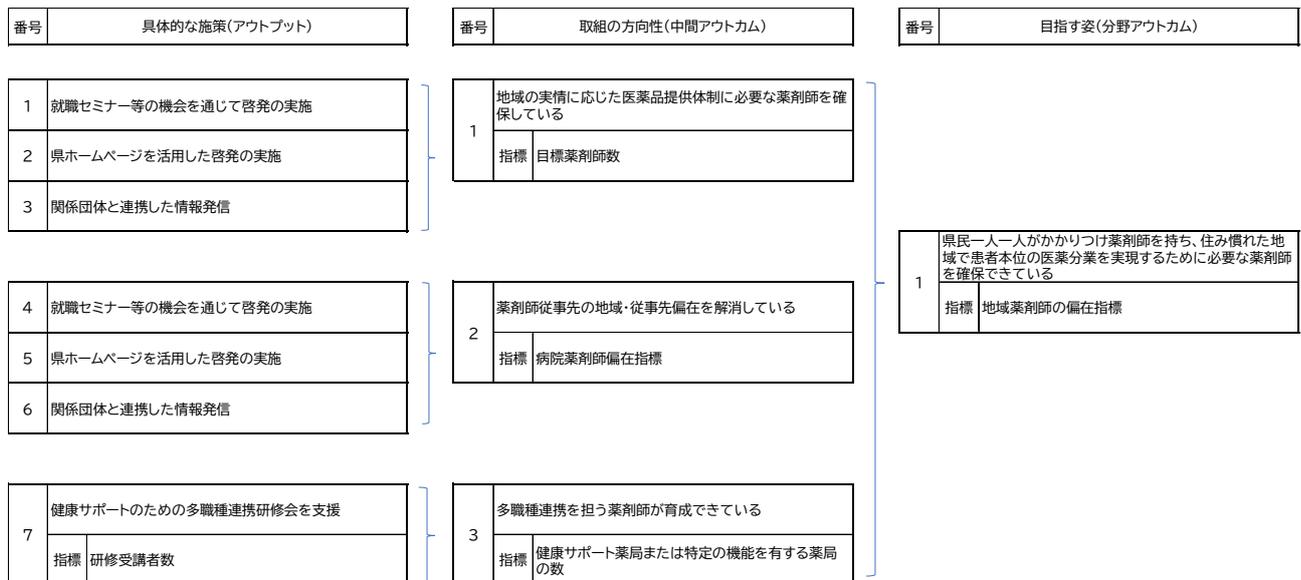
※調剤に従事する薬剤師

2

3

4

## 《ロジックモデル》



5